

声明

京都大学未払い賃金請求訴訟上告棄却決定について

2017年6月9日

京都大学職員組合・原告団

2016年7月13日に大阪高等裁判所の下した不当判決を不服として京都大学職員組合の組合員ら105名が上告した未払い賃金請求事件において、最高裁判所第三小法廷は2017年6月6日に、上告棄却決定を言い渡した。決定は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるものである。

控訴審判決は、国立大学法人京都大学が強行した賃下げについて、運営費交付金の減額分をカバーできる十分な財源があり、かつ、減額された賃金が被災地復興に使われていなくても、国の要請さえあれば合法だとしていた。これを是認することは、憲法上保障された労働者の権利を無視し、法治主義を正面から否定する暴挙である。

国際労働機関（ILO）「結社の自由」委員会は、日本政府に対する勧告の中で、「委員会は政府および申立人に対し、国立大学当局の一方的賃金切下げに反対する国立大学職員組合による訴訟の結果報告を継続するよう要請する。」と指摘し、これが2016年6月11日のILO理事会で承認された。これをふまえ、今後国際機関への申立てを検討する。

併せて、法に基づかない裁判を行った裁判官らに対し、職権濫用罪による刑事告訴を検討する。

本訴訟の結果にかかわらず、これまでにこの裁判を支援してくださったすべての方々に心から感謝申し上げます。

なお、現在、原告団長は、国から大学法人への違法なはたらきかけを原因として賃下げが生じたことを理由に、国家賠償請求訴訟を提起中であることをお知らせする。